

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部改正(案)について

1. 趣旨

本市では、給排水設備工事に起因する漏水事故や水質事故等を防止するため、適切な施工能力を有する工事業者をあらかじめ指定しています。

今回は、指定事務等の効率化及び工事業者のより適正な管理のため、また、石川中央都市圏4市2町における指定事務等の金沢市への一元化を見据え、金沢市の排水設備工事業者（以下「指定工事業者」といいます。）の指定制度について改正します。

2. 改正案の内容

指定工事業者の要件（審査基準）及び指定の取消し等（処分基準）に関する規定等を、給水装置工事事業者の指定制度に準ずるよう改正します。

(1) 指定工事業者の要件（審査基準）について【第3条関係】

次のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事業者として指定します。

改正案	現行
営業所ごとに、専属の責任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。	専属の責任技術者を1人以上有していること。
石川県内に営業所を有している者であること。	石川県内に営業所を有していること。
次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ レベル、箱尺その他の測量用の機械器具	排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
次のいずれにも該当しない者であること。 ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	指定工事業者の指定を取り消された者については、当該指定を取り消された日から2年以上経過していること。

ウ 下水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
エ 第10条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 指定の取消し等（処分基準）について【第10条第1項関係】

これまでの処分基準をより具体的に規定し、次のいずれかに該当するときは、指定工事業者の指定を取り消し、又はその効力を停止することができるものとします。

改正案	現行
指定の基準に適合しなくなったとき。	指定の要件を欠くことになったと認められるとき。
不正の手段により指定を受けたとき。	法令等に違反する行為があったと認められるとき。
指定工事業者の遵守事項に従った適正な排水設備工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。	
その施行する排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	
指定事項の変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	指定工事業者として不当な行為があったと認められるとき。
責任技術者の選任等の届出をしなかったとき。	
責任技術者が排水設備工事の検査の立会いに、正当な理由なく応じないとき。	
報告又は資料の提出に関する管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	

(3) その他の改正について

指定事項の変更及び責任技術者の選任等に係る手続や様式を整理します。

3. 施行日

令和3年4月1日（予定）